

防犯カメラレンタルサービス【Biz カメ】利用規約

第1条（規約の適用）

1. この防犯カメラレンタルサービス【Biz カメ】利用規約（以下「本規約」といいます。）は、フェニックスコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する防犯カメラレンタルサービス【Biz カメ】（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し、当社と契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とします。
 2. 本規約は、当社と契約者との間の本サービスに関する一切の関係に適用するものとします。
 3. 当社が本サービスに関して別途規定する規約、細則、ガイドライン等（以下「個別規定」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
 4. 本規約と個別規定の内容が異なる場合には、個別規定が優先して適用するものとします。
-

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定める通りとします。

- (1) 「契約者」とは、本規約に同意の上、当社との間で本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結した法人、個人事業主又は個人をいいます。
 - (2) 「レンタル機器」とは、当社が契約者に対して貸与する防犯カメラ本体、付属品、記録媒体（SD カード等）その他の機器一式をいいます。
 - (3) 「設置場所」とは、契約者が申込書に記載した、レンタル機器を設置し使用する場所をいいます。
 - (4) 「録画データ」とは、レンタル機器により撮影され、SD カード等の記録媒体に保存された映像その他のデータをいいます。
 - (5) 「最低利用期間」とは、契約者が本契約を継続しなければならない最低限の期間をいい、本規約においては契約成立日の翌月1日から起算して12ヶ月間とします。
 - (6) 「月額料金」とは、本サービスの利用対価として契約者が当社に対して毎月支払う料金をいいます。
 - (7) 「申込書」とは、当社所定の書式により、契約者が本サービスの利用を申し込むための書面又は電磁的記録をいいます。
-

第3条（本サービスの内容及びサービスレベル）

1. 本サービスは、当社が契約者に対してレンタル機器を貸与し、契約者が設置場所において防犯カメラとして使用することを可能とするサービスです。
2. 本サービスには、レンタル機器の貸与のほか、当社が別途定める範囲において、設置工事、保守サービス、故障対応等が含まれる場合があります。
3. 本サービスの具体的な内容は、申込書及び当社が別途定める料金プランにより定めるものとします。

4. 当社は、本サービスを年間通じて安定的に提供するように努めますが、サービスの可用性、稼働率その他のサービスレベルについて保証するものではありません。
 5. 当社は、本サービスの保守、点検、修理等のため、または天変地変、設備の故障その他やむを得ない事由により、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を一時的に中断することがあります。
 6. 前項の場合において、当社は可能な限り事前に契約者に通知するように努めますが、緊急の場合にはこの限りではありません。
-

第4条（サービスの開始及び終了）

1. 本サービスは第6条（申込の承諾）に基づき契約が成立した日以降、当社が契約者に対してレンタル機器を引き渡し、または設置工事を完了した時点から開始するものとします。
 2. 本サービスは、以下のいずれかに該当した場合に終了するものとします。
 - (1) 契約者又は当社による解約がなされた場合
 - (2) 当社が本規約に基づき契約を解除した場合
 - (3) その他、本規約に基づき契約が終了した場合
 3. 本サービスの終了後、契約者は当社の指示に従い、速やかにレンタル機器を返却するものとします。
 4. 本サービスの終了により、契約者は本サービスを利用する権利を喪失し、当社は本サービスの提供義務を免れるものとします。
 5. 当社は、事業上の都合により本サービスを終了することがあります。本サービスを終了するときは、終了の1ヶ月前までに当社所定の方法により契約者に通知するものとします。
-

第5条（申込方法）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容を確認し、これに同意の上、当社所定の方法により申込書を当社に提出するものとします。
 2. 申込書には、契約者の氏名又は名称、住所、連絡先、設置場所、希望する料金プラン、支払方法その他当社が指定する事項を正確に記載するものとします。
 3. 契約者が法人又は個人事業主である場合には、代表者氏名、事業内容その他当社が求める事項についても申込書に記載するものとします。
 4. 契約者が個人である場合において、契約者が未成年者であるときは、法定代理人の同意を得た上で申込みを行うものとし、法定代理人の氏名、連絡先その他当社が求める事項についても申込書に記載するものとします。
-

第6条（申込の承諾）

1. 当社は、前条に基づく申込みを受けた場合、その内容を審査の上、承諾の可否を決定し、申込者に対して通

知するものとします。

2. 当社が申込みを承諾したときは、当社が申込者に対して承諾の通知を発した時点をもって、当社と契約者との間に本契約が成立するものとします。

第7条（申込の拒絶）

当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、申込みを承諾しないことができるものとし、その理由を開示する義務を負わないものとします。

- (1) 申込書の記載内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合
- (2) 申込者が過去に本規約又は当社との契約に違反したことがある場合
- (3) 申込者が本サービスの料金その他の債務の支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (4) 申込者が第45条（反社会的勢力の排除）に定める反社会的勢力に該当すると判断した場合
- (5) 申込者の信用状態が著しく悪化していると判断した場合
- (6) 設置場所が本サービスの提供に適さないと当社が判断した場合
- (7) その他、当社が本サービスの提供が困難又は不適切であると判断した場合

第8条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、第6条（申込の承諾）第2項に定める本契約成立日から起算して12ヶ月間とします。ただし、次項に定める更新がなされた場合には、更新後の期間を含むものとします。
2. 契約期間満了の1ヶ月前までに、契約者から契約終了の通知がなされない限り、本契約は同一条件でさらに12ヶ月間自動的に更新するものとし、以後も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、契約者が最低利用期間経過後に本契約を終了させることを希望する場合には、契約期間満了日の1ヶ月前までに、当社に対して書面により通知するものとします。

第9条（中途解約）

1. 契約者は、最低利用期間内であっても、当社に対して書面により通知することにより、本契約を中途解約することができるものとします。
2. 契約者が最低利用期間内に本契約を中途解約する場合、契約者は、当社に対し、解約日から最低利用期間満了日までの残存期間に相当する月額料金の50%を中途解約手数料として支払わなければならないものとします。計算式は以下の通りとします。小数点以下は切上とします。
「中途解約手数料 = (12ヶ月 - 利用月数) × 月額料金 × 50%」
3. 前項の規定に基づき算出される残存期間の月数に1ヶ月未満の端数が生じた場合には、1ヶ月として計算するものとします。
4. 中途解約に伴う月額料金の日割り計算は行わないものとします。

5. 第 2 項に基づき支払われた金員は、違約金ではなく、残存期間のサービス提供対価の一部として支払われるものであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
-

第 10 条（初期費用）

1. 契約者は、本契約の締結に際し、当社に対して別記に記載する契約事務手数料を支払うものとします。
 2. 前項の契約事務手数料は、本契約成立後に当社が請求するものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。
 3. 契約事務手数料は、契約者の都合により本契約が解除された場合であっても、当社は返還しないものとします。
-

第 11 条（設置工事費）

1. レンタル機器の設置に工事を要する場合、当社は契約者に対し、設置場所の現地調査を実施した上で、設置工事費の見積書を提出するものとします。
 2. 契約者は、前項の見積内容を確認の上、設置工事の実施を承諾した場合には、当社に対して設置工事費を支払うものとします。
 3. 設置工事費の金額、支払時期及び支払方法については、当社と契約者が別途協議の上、決定するものとします。
-

第 12 条（月額料金）

1. 本サービスの月額料金は、契約者が選択する料金プランに応じて、別途料金表に記載するものとします。
 2. 月額料金は、本契約成立日の属する月の翌月から発生するものとします。
 3. 月額料金は、契約成立日が属する月の翌月 1 日を課金開始日として発生するものとし、当該課金開始日以降、毎月 1 日から末日までの 1 ヶ月単位で計算するものとします。なお、月の途中で契約が終了した場合であっても、日割り計算は行わず、当該月の月額料金は全額発生するものとします。
-

第 13 条（料金の支払方法）

1. 契約者は、月額料金その他本契約に基づき当社に対して支払うべき金員を、クレジットカード決済により支払うものとします。
 2. クレジットカード決済においては、契約者が指定するクレジットカードから、毎月当社が指定する日に自動的に引き落とされるものとします。
 3. クレジットカードの有効期限切れ、利用限度額超過その他の理由により決済ができなかった場合には、契約者は直ちに別のクレジットカードを登録し、又は当社が指定する方法により支払を行うものとします。
-

第 14 条（遅延損害金）

契約者が本契約に基づく金員の支払を期日までに行わなかった場合、契約者は、当社に対し、支払期日の翌日から支払済みまで、年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、1 年を 365 日とする日割計算により算出するものとします。

第 15 条（レンタル機器の貸与）

1. 当社は、本契約に基づき、契約者に対してレンタル機器を貸与するものとします。
 2. レンタル機器の貸与は、当社が契約者に対してレンタル機器を引き渡すことにより行われるものとします。
 3. レンタル機器の引渡日、引渡場所及び引渡方法については、当社と契約者が別途協議の上、決定するものとします。
-

第 16 条（レンタル機器の所有権）

1. レンタル機器の所有権は、当社に帰属するものとし、契約者に移転しないものとします。
 2. 契約者は、レンタル機器に当社の所有権を示す標識が付されている場合には、これを破棄し、又は汚損してはならないものとします。
 3. 契約者は、レンタル機器について、先取特権、質権、抵当権その他の担保権を設定してはならないものとします。
-

第 17 条（レンタル機器の検収）

1. 契約者は、レンタル機器の引渡しを受けた後、速やかにその数量、品質、性能等を検査し、レンタル機器に不足、欠陥その他の不具合があった場合には、引渡日から 7 日以内に当社に対して当社所定の方法により通知するものとします。
 2. 前項の期間内に契約者から当社に対して不具合の通知がなされなかった場合には、レンタル機器は正常な状態で引き渡されたものとみなします。
 3. 第 1 項の通知を受けた場合、当社は速やかにレンタル機器の交換、修理その他必要な措置を講じるものとします。
-

第 18 条（レンタル機器の使用・保管義務）

1. 契約者は、レンタル機器を善良な管理者の注意義務をもって使用し、かつ、保管するものとします。
 2. 契約者は、レンタル機器を設置場所において、防犯カメラとしての本来の使用目的のために使用するものとし、その他の目的に使用してはならないものとします。
 3. 契約者は、レンタル機器の使用及び保管に要する電気代、通信費その他の消耗品費用を自己の負担において支払うものとします。
-

第 19 条（禁止事項）

契約者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) レンタル機器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること
 - (2) レンタル機器を分解し、改造し、又は修理すること
 - (3) レンタル機器に記載された当社の所有権表示を破棄し、又は汚損すること
 - (4) レンタル機器を設置場所以外の場所に移動すること（ただし、第 20 条（設置場所の変更）に基づき事前に当社の承諾を得た場合を除きます。）
 - (5) レンタル機器を違法な目的のために使用すること
 - (6) レンタル機器を他人の権利を侵害する目的のために使用すること
 - (7) レンタル機器の使用により第三者に迷惑、損害又は不快感を与えること
 - (8) その他、当社が不適切と判断する行為
-

第 20 条（設置場所の変更）

1. 契約者は、レンタル機器の設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社に対して書面により通知し、当社の承諾を得なければならないものとします。
 2. 当社は、前項の通知を受けた場合、変更後の設置場所が本サービスの提供に適しているかを審査の上、承諾の可否を決定し、契約者に通知するものとします。
 3. 設置場所の変更に伴い、レンタル機器の移設工事が必要となる場合には、当社は契約者に対して移設工事費を請求することができるものとし、契約者はこれを支払うものとします。
-

第 21 条（レンタル機器の移設）

契約者がレンタル機器を設置場所以外の場所に移設することを希望する場合の手続き及び費用負担については、前条の規定を準用するものとします。

第 22 条（録画データの管理責任）

1. レンタル機器により撮影され、SD カード等の記録媒体に保存された録画データの管理責任は、契約者が負うものとします。
 2. 契約者は、録画データの取扱いにあたり、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守するものとします。
 3. 契約者は、録画データに含まれる個人情報について、適切な安全管理措置を講じるものとします。
 4. 録画データの漏洩、滅失、毀損その他の事故が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。
-

第 23 条（個人情報保護法の遵守）

1. 契約者は、レンタル機器により撮影される映像に個人情報が含まれる場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、利用目的の特定、利用目的の通知・公表、適正な取得、安全管理措置その他必要な措置を講じるものとします。
 2. 契約者は、録画データに含まれる個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人の同意を得るものとします。ただし、法令に基づく場合その他同法に定める例外事由に該当する場合を除くものとします。
 3. 契約者が前 2 項の義務に違反したことにより第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
 4. 契約者は、レンタル機器により特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定めるもの）を取り扱わないものとします。
 5. 契約者は、録画データに含まれる個人情報について漏洩、滅失、毀損その他の事故が発生した場合、個人情報の保護に関する法律第 26 条に基づき、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を速やかに行うものとします。
 6. 契約者は、録画データに含まれる個人情報について、その利用目的に照らして必要な期間のみ保存するものとし、不要となった個人情報は速やかに消去するものとします。
-

第 24 条（カメラ設置時の配慮義務）

1. 契約者は、レンタル機器を設置する際、防犯カメラを設置していることを明示する標識を、撮影範囲内の者が容易に認識できる場所に掲示するものとします。
 2. 契約者は、レンタル機器の撮影範囲を必要最小限にとどめ、プライバシーの侵害とならないよう配慮するものとします。特に、隣接地、公道、他人の住居等を不必要に撮影しないよう、設置位置及び撮影角度に十分配慮するものとします。
 3. 契約者は、レンタル機器により撮影される者のプライバシーを侵害し、または名誉を毀損することのないよう、録画データを適切に管理するものとします。
 4. 契約者が前 3 項の義務に違反したことにより第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
-

第 25 条（SD カードの取扱い）

1. レンタル機器に付属する SD カードは、消耗品として取り扱うものとします。
2. SD カードの交換、増設その他 SD カードに関する費用は、原則として契約者の負担とします。
3. 契約者は、別途料金表に記載する SD カード保守オプションサービスに加入することにより、自然故障の場合に限り SD カードの無償交換を受けることができるものとします。同オプションサービスへの加入は、

本契約締結時または契約期間中に当社に申し込むことにより可能とします。

4. SD カード保守オプションサービスに加入している場合であっても、SD カードの故障が契約者の故意又は過失による場合には、SD カードの交換費用は契約者の負担とします。

第 26 条（録画不能の免責）

当社は、次の各号に定める事由によりレンタル機器による録画ができなかった場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

- (1) SD カードの故障、容量不足その他 SD カードに起因する事由
- (2) 契約者が用意したインターネット回線の不具合、通信障害その他通信環境に起因する事由
- (3) 停電、契約者による電源の切断その他電力供給の停止に起因する事由
- (4) レンタル機器の電源が切断されたことに起因する事由
- (5) レンタル機器の設置位置、設置角度の不適切さに起因する事由
- (6) 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力の行使その他不可抗力に起因する事由
- (7) 契約者の操作ミス、設定ミスその他契約者の責めに帰すべき事由
- (8) その他、当社の責めに帰することができない事由

第 27 条（通信環境）

1. 本サービスの利用にあたり、設置場所以外の外部から映像確認を行いたい場合、契約者は自己の責任と負担において、設置場所にインターネット回線を用意するものとします。
2. 当社は、契約者に対してインターネット回線を提供する義務を負わないものとします。ただし、契約者が希望し、かつ当社が承諾した場合には、当社が別途定める条件により、インターネット回線を提供することができるものとします。
3. 契約者は、既存のインターネット回線を本サービスのために利用することができるものとします。
4. 本サービスの利用にあたり、固定 IP アドレスは必須とするものではありません。
5. インターネット回線の不具合、通信障害その他通信環境に起因する録画の失敗、録画データの消失その他の不具合について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 28 条（設置工事）

1. レンタル機器の設置工事は、当社又は当社が指定する業者が実施するものとします。
2. 契約者は、設置工事の実施にあたり、設置場所が賃貸物件である場合には、建物所有者又は管理者から事前に承諾を得るものとします。
3. 前項の承諾を得られなかったことにより設置工事が実施できない場合、又は本契約が解除される場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

4. 設置工事の実施に際して、建物の壁面への穴あけ、配線工事その他の工事が必要となる場合においても、建物所有者または管理者から事前に承諾を得るものとします。
-

第 29 条（原状回復義務）

1. 契約者は、本契約が終了した場合、設置場所を原状に回復する義務を負うものとします。
 2. 原状回復に要する費用は、契約者の負担とするものとします。
 3. 当社は、契約者の求めに応じ、原状回復工事を実施することができるものとし、この場合、当社は契約者に対して原状回復工事費の実費を請求するものとします。
-

第 30 条（撤去費用）

本契約終了後、レンタル機器の撤去を要する場合の撤去費用は、実費として契約者の負担とするものとします。

第 31 条（自然故障）

1. レンタル機器に、契約者の責めに帰することができない事由による故障（以下「自然故障」といいます。）が発生した場合、当社は契約者に対し、無償でレンタル機器の修理又は交換を行うものとします。
 2. 前項の規定は、レンタル機器の引渡日から当社が別途定める保証期間内に発生した自然故障に限り適用するものとします。
-

第 32 条（有償修理）

レンタル機器の故障が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は契約者に対し、修理費用の実費を請求するものとし、契約者はこれを支払うものとします。

- (1) 契約者の落下、衝撃その他の過失による故障
 - (2) 水没、浸水その他の水害による故障
 - (3) 契約者による改造に起因する故障
 - (4) 契約者による不適切な使用に起因する故障
 - (5) 火災、地震、落雷その他の外的要因による故障
 - (6) その他、契約者の責めに帰すべき事由による故障
-

第 33 条（出張修理）

当社がレンタル機器の修理のために設置場所に出張する必要がある場合、当社は契約者に対して出張費を請求することができるものとし、契約者はこれを支払うものとします。

第 34 条（故障時の対応）

1. 契約者は、レンタル機器に故障が発生した場合、速やかに当社に対して通知するものとします。
 2. 当社は、前項の通知を受けた場合、速やかに故障の原因を調査し、必要な修理又は交換の措置を講じるものとします。
 3. 故障の修理又は交換の期間中、当社は契約者に対して代替機を提供することができるものとします。ただし、代替機の提供を保証するものではありません。
-

第 35 条（紛失・盗難）

1. 契約者の責めに帰すべき事由によりレンタル機器が紛失し、又は盗難にあった場合、契約者は当社に対し、当該レンタル機器の購入代金相当額を実費として弁償するものとします。
 2. 前項の場合において、SD カードが紛失し、又は盗難にあったときは、契約者は当社に対し、当該 SD カードの購入代金相当額を実費として弁償するものとします。
 3. レンタル機器又は SD カードの紛失又は盗難があった場合、契約者は速やかに当社に対して通知するとともに、所轄の警察署に対して盗難届を提出し、その受理番号を当社に報告するものとします。
-

第 36 条（破損）

契約者の責めに帰すべき事由によりレンタル機器が破損した場合、契約者は当社に対し、修理費用の実費を弁償するものとします。ただし、修理が不可能である場合には、前条第 1 項の規定を準用するものとします。

第 37 条（第三者による侵害）

1. 契約者は、レンタル機器について、第三者による差押え、仮差押え、仮処分、強制執行その他の法的措置がなされることのないよう保全するものとします。
 2. レンタル機器について前項の法的措置がなされ、又はそのおそれが生じた場合、契約者は直ちに当社に対して通知し、かつ速やかに当該措置を解消するよう努めるものとします。
 3. 前項の場合において、当社が必要な措置を講じたときは、契約者は当社が支出した一切の費用を負担するものとします。
-

第 38 条（レンタル機器の返却）

1. 本契約が終了した場合、契約者は本契約終了日から 7 日以内に、レンタル機器を当社が指定する方法により当社に返却するものとします。
2. レンタル機器の返却に要する送料その他の費用は、契約者の負担とするものとします。
3. 契約者がレンタル機器を返却する際には、レンタル機器とともに返却される契約者の私物その他の物品に

については、当社に対する所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当社は契約者に対して何ら通知することなく、これを廃棄又は処分することができるものとします。

4. 当社は、返却されたレンタル機器について、返却後 7 日以内に数量、状態等の検査を実施し、破損、汚損その他の異常が認められた場合には、契約者に対して通知するものとします。契約者は、当社からの通知に基づき、第 36 条（破損）の規定に従い、修理費用等を負担するものとします。
5. 契約者は、本契約終了時まで、レンタル機器に保存された録画データをすべて消去し、またはバックアップを取得した上で、レンタル機器を返却するものとします。当社は、返却されたレンタル機器内に残存する録画データについて、一切の責任を負わず、これを閲覧、複製、保管することなく、直ちに消去するものとします。

第 39 条（返却遅延）

契約者が前条第 1 項に定める期間内にレンタル機器を返却しなかった場合、契約者は、当社に対し、返却日の翌日から返却日まで、年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、1 年を 365 日とする日割計算により算出するものとします。

第 40 条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 月額料金その他の債務の支払を遅滞した場合
- (3) 第 19 条（禁止事項）に定める禁止行為を行った場合
- (4) 当社からの連絡に対して相当期間応答がない場合
- (5) その他、当社が本サービスの提供を継続することが不適切であると判断した場合

第 41 条（契約解除－当社からの解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、第 40 条（利用停止）に基づく利用停止を経ることなく、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約に基づく金員の支払を 1 回でも遅滞した場合
- (2) 本規約のいずれかの条項に違反し、当社による催告後も相当期間内に是正されない場合
- (3) レンタル機器について第三者による差押え、仮差押え、仮処分、強制執行その他の法的措置がなされた場合
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続の申立てがなされた場合

- (5) 第 45 条（反社会的勢力の排除）に違反することが判明した場合
 - (6) レンタル機器を紛失し、又は盗難にあった場合
 - (7) その他、当社が本契約の継続が困難又は不適切であると判断した場合
-

第 42 条（契約解除の効果）

1. 本契約が解除された場合、契約者は期限の利益を喪失し、当社に対する一切の債務について直ちに弁済するものとします。
 2. 本契約が解除された場合、契約者は直ちに第 38 条（レンタル機器の返却）の規定に従いレンタル機器を返却するものとします。
 3. 契約者が前項に定める期間内にレンタル機器を返却しない場合、当社は契約者に対して事前に通知することなく、レンタル機器の回収を行うことができるものとし、これに要した費用は契約者の負担とするものとします。
-

第 43 条（免責事項）

当社は、次の各号について保証せず、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスの利用により犯罪を防止できること
 - (2) 本サービスの利用により犯罪被害を防止できること
 - (3) 本サービスの利用により犯人を特定できること
 - (4) 録画データが完全な状態で保存されること
 - (5) 本サービスが中断なく提供されること
 - (6) 本サービスに不具合や欠陥が生じないこと
 - (7) レンタル機器が契約者の特定の目的に適合すること
 - (8) その他、本規約に明示的に規定されていない事項
-

第 44 条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本サービスに関連して契約者に生じた損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 2. 前項の規定にかかわらず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、直接かつ通常の損害に限定され、直近 1 ヶ月分の月額料金を上限とします。ただし、次項に定める場合を除きます。
 3. 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 35 条（紛失・盗難）、第 36 条（破損）及び第 37 条（第三者による侵害）に基づく契約者の弁償義務については、本条の損害賠償の制限は適用されないものとします。
-

第 45 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為を行わないこと
 2. 当社又は契約者は、相手方が前項の表明・保証に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 3. 前項に基づき本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じた損害について、相手方に対して一切の請求を行うことができないものとします。
-

第45条の2（秘密保持）

1. 当社及び契約者は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上または技術上の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を、第三者に開示または漏洩してはならず、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。
 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示時に既に公知であった情報
 - (2) 開示後に受領者の責めによらずに公知となった情報
 - (3) 開示時に既に受領者が保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 受領者が秘密情報によらずに独自に開発した情報
 3. 本条の秘密保持義務は、本契約終了後も3年間存続するものとします。
-

第46条（契約上の地位の譲渡禁止）

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく契約上の地位及び本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。
 2. 当社が事業譲渡、会社分割その他の事由により本サービスに関する事業を第三者に承継させる場合、当社は、本契約に基づく契約上の地位及び本契約から生じる権利義務を当該第三者に承継させることができるものとし、契約者は予めこれに同意するものとします。
-

第 47 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 48 条（準拠法）

本規約及び本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 49 条（合意管轄）

本規約及び本契約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 50 条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた事項については、当社及び契約者が誠実に協議の上、解決を図るものとします。

第 51 条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の制定改廃、公権力の行使、伝染病の流行、交通機関の事故、通信回線の事故その他当社の責めに帰すことができない事由により、当社が本規約に基づく義務の全部または一部を履行できない場合、当社は当該不履行について責任を負わないものとします。
2. 前項の事由により本サービスの提供が困難となった場合、当社は契約者に対して速やかにその旨を通知するものとします。
3. 第 1 項の事由が相当期間継続し、本契約の継続が困難と認められる場合、当社および契約者は、相互に協議の上、本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し、既に受領した料金のうち、サービス未提供期間に相当する金額を日割り計算により返還するものとします。

第 52 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更する必要がある場合、変更後の規約の内容及び効力発生日を、効力発生日の 2 週間前までに、当社のウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により契約者に周知するものとします。
 2. 前項の周知がなされた場合、効力発生日以降、変更後の規約を適用するものとします。
 3. 契約者が変更後の規約に同意できない場合、契約者は効力発生日の前日までに当社に対して書面により通知することにより、本契約を解約することができるものとします。この場合、最低利用期間内であっても、第 9 条（中途解約）に定める中途解約手数料は発生しないものとします。
-

第 53 条（附則）

本規約は、2026 年 4 月 1 日から施行するものとします。

【制定日】2026 年 4 月 1 日

【会社名】フェニックスコミュニケーションズ株式会社

【会社住所】〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 3 番地 おおわだビル 8 階

【代表者氏名】代表取締役社長 秦野 仁志

【別紙】料金表

1.サービス月額利用料金

サービス名	サービス内容	月額利用料金 (税込)
ライトプラン	安価に導入したい店舗様向けで、パン・チルト機能により広範囲をカバーするサービス。(保存可能日数：約 20 日)	1,320 円
スタンダードプラン	パン・チルト機能に加え、赤外線照射により暗所もカラーで撮影が可能なサービス。(保存可能日数：約 20 日)	1,980 円
ハイエンドプラン	LAN ケーブルによる有線でのインターネット接続及び電源供給が可能なモデルで、より安定した映像確認が可能となるサービス。(保存可能日数：約 15 日間)	3,850 円

※保存可能日数を越えた場合には自動的に上書きされ映像録画を行います。

※パン・チルト機能とは、水平方向および垂直方向の回転に対応し、ユーザーが柔軟に視野角を調整できる機能のこと。

2.オプションサービス利用料金

サービス名	サービス内容	月額利用料金 (税込)
SD カード保守サービス	自然故障時の無償交換	550 円

※利用期間内においての交換制限はありません。

※課金開始月 1 日より適用となります。

3.初期費用

契約事務手数料	3,300 円 (税込)
設置工事費	現地調査後個別御見積